

五所川原市地域公共交通活性化協議会 運賃協議分科会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、五所川原市地域公共交通活性化協議会規約第2条第1号の規定に基づき、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議するため、運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 分科会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 五所川原市
- (2) 当該運賃等を定めようとする市内に営業路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省東北運輸局青森運輸支局
- (4) 住民又は利用者

(運営)

第3条 分科会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 五所川原市は分科会の会長となる。

3 分科会の議事は、委員の合議により決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、委員がやむを得ず会議に出席できない場合であって、当該委員から会長に申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。この場合において、代理人が会議に出席し、又は行った意思表示は、当該委員が出席し、又は行ったものとみなす。

5 分科会は、書面にて協議することができる。

(事務局)

第4条 分科会の事務局を、五所川原市建設部都市・交通課に設置する。

(会議の公開)

第5条 分科会は、これを公開する。ただし、分科会を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、分科会の目的が達成できないと認められる場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が分科会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月22日から施行する。